

2. 英国の外資規制

(1) 対内直接投資に関する基本政策

英国は伝統的に外資の進出を歓迎しており、内資と外資は平等に扱うという原則がある。英国貿易投資省（Department for Trade and Industry, DTI）が2004年7月に発表した貿易投資白書⁷⁸においても、対内直接投資の促進を重要な政策課題として掲げている。白書では、その理由として、外国からの直接投資は雇用創出効果があることに加え、新しい技術や知的財産をもたらし、生産性を向上させることを挙げている。また、対内投資家はよく大学研究拠点に進出しようとするので、クラスターの発展に寄与し、さらにそれが国内市場における技術革新や競争を促進することも指摘している。対内投資が引き金となって起きる知識移転と労働慣行の変化の波及効果は、労働力の生産性レベルと技術に直接的な影響を与え、英国の外資企業は一般的に高い給与を払うだけでなく、トレーニングと技術への投資額も多い。こうしたより高い技術を持った雇用者が職を移ることによって、これらの対内直接投資の利点は英国中に広まっていくとしている。加えて、対内直接投資は国内企業に外資企業とコワーキングする機会を与え、それによって国内企業は海外の新たな市場へと進出するきっかけを得られたり、高い品質と品揃えの多様性を追求することで競争力を高めたりすることができるとする。

このような考え方があるために、英国は外資にとっては非常に事業活動を行いやすい環境が整っている。資本における内外無差別の原則は、1998年競争法（Competition Act of 1998、2000年発効）、2000年公共事業法（Utility Act of 2000）、2002年会社法（Enterprise Act of 2002）などによって法的に確保されており、2003年にOECDが発表した調査報告⁷⁹では、英国はOECD諸国の中でもっとも外資に対して開放的であるとともに、対内直接投資に対する規制の数も少ない国であるという結果が出ている。

(2) 対内直接投資に関する規制

上述の通りの外資に対する考え方を背景として、英国では対内直接投資を規制する分野横断的な法的枠組みは存在しない。また、分野別に見ても、2003年通信法（Communications Act of 2003）により放送メディアに関する外資規制が撤廃されたため、現在も分野別で外資規制として残っているのは、EEC規則No.2407/92による航空輸送免許の要件としての航空会社の国籍基準と、領海内で漁業を行う際の船籍基準程度である。分野別の外資規制については後ほど詳述する。

⁷⁸ DTI (2004) *Trade and Investment White Paper – Making globalisation a force for good*.

⁷⁹ OECD (2003) *OECD Economic Outlook*, No.73.

1) 分野横断的規制

(a) 黄金株制度

上述の分野別外資規制以外に、防衛関連産業に関しては特定の企業への外資による出資を規制している。それを可能にしている制度が特別株 (Special Shares) 又は黄金株 (Golden Shares) 制度⁸⁰と呼ばれるものであり、必ずしも外資規制を目的とした制度ではないが、以下にその概要をまとめる⁸¹。

定義

黄金株とは、民営化された企業において国家もしくは他の国営企業が一定の統制をきかせるために、当該国家もしくは国営企業に対して特別な権利もしくは権限を付与して発行される株式のことをいう。

背景及び目的

黄金株制度は、1980年代初頭の英国で、国営企業の民営化を背景に創設された。当時、国営企業を市場圧力に晒すことによって規律を持たせることを目的として民営化が積極的に行われたが、新たに民営化された旧国営企業が民間セクターになじんで軌道に乗るまでには時間がかかるのが普通で、軟着陸させるためには一定期間の保護措置が必要なケースが多かった。また、そうした企業は安全保障上高い公益性又は戦略的な重要性を有している場合が多く、民営化後も企業の独立性を確保して従来 of 事業を継続させることも必要であった。

こうしたことから、英国では、1982年に Amersham International 社 (平和目的の放射性物質製造企業) の株式 100% を民間に売却する際に初めて黄金株制度が使われ、以後、全ての民営化案件で使われるわけではないが、電力会社や防衛関連企業などを中心に数多くのケースで同制度は利用されている。

主な特徴

黄金株の主な特徴は以下の通りである。

⁸⁰ 英国では Special Shares という呼び方のほうが一般的だが、日本語では黄金株という呼び方のほうが一般的であるため、ここでは黄金株という名称を使うこととする。

⁸¹ 概要については、英財務省作成の覚書「特別権利株について (Special Rights Shares)」を参照した。 <http://www.hm-treasury.gov.uk/mediastore/otherfiles/specialshareguidancenote.pdf>

額面金額

額面金額は通常 1 ポンドである。

発行株数

発行株数は通常一株のみ。

期間

黄金株には、発行目的によって買戻期限があるものと、期限の定めがないものの二種類がある。黄金株が単に民間セクターへの軟着陸を目的としている場合は、期限が定められ、期限到来後は株式自体が無効になる。具体例としては、水道会社 10 社（1994 年 12 月 31 日に期限到来）、地域電力会社 12 社（1995 年 3 月 31 日に期限到来）、British Technology Group（医療技術開発企業、1997 年 3 月 31 日に期限到来）などが上げられる。

他方、安全保障上の理由で黄金株が発行される場合、期限の定めは設けられず、安全保障の優先順位に変化がない限り、黄金株は継続的に国又は国営企業によって保有される。現在でも国が保有している企業としては、例えば防衛産業の QinetiQ Holdings 社や Rolls Royce 社、British Aerospace 社（現 BAE Systems 社）、エネルギー産業の British Energy 社、公共輸送の London and Continental Railways 社や Eurostar 社などがあり、また、既に安全保障上の役割を終え、企業による黄金株買戻しが行われた企業としては、Amersham International 社、Britoil 社（北海油田の権益保有）、Enterprise Oil 社（石油精製）、Jaguar 社（自動車製造）、British Steel 社（製鉄）、British Telecom 社（通信）などがある。

黄金株に関する規定の仕方

通常は、国営企業を民営化する際に、民営化後に新たに適用される定款の中で規定される。

権限

黄金株によって実際に付与される権限は該当企業の状況によって決定されるが、目的達成のために最低限必要となる権限のみ付与されるという原則がある。典型的な権限としては、主に以下の 3 つがある。

- (i) 黄金株の保有者は、企業に対していつでも額面での買い戻しを要請できる。
- (ii) 1 個人又は 1 グループでの株式保有を 15% 以下とし⁸²、この制限に違反した場合、取締役会は制限を超えた範囲において当該株主の権限を剥奪する。

⁸² 英国においては株式保有比率が 15% を超えると特別決議を阻止したりして影響力を行使することが出来ることから、15% という上限が決められている。

(iii) 黄金株の権限の修正は、普通株の株主による総会での通常の方法での決議に加えて、黄金株の保有者がそれに対して文書による同意をしなければならない。

これ以外にも、安全保障上の理由から黄金株がもうけられている場合、重要な資産 (material assets) の処分に対する同意権や、取締役の任命権といった項目が付け加えられることが多い。

黄金株に付与される権限に外国人による株式保有の制限が含まれる場合がある (内容については、後ほど防衛産業に関する外資規制の項で詳述)。但し、これまで外資制限が付与されたケースは、対象企業が防衛関連企業の場合に限られている。これは、EC 法⁸³において、原則として外資規制に関しては禁止されており⁸⁴、例外として認められるのは公益の維持に決定的な必要性が認められる場合⁸⁵と国家安全保障上の利益を確保する場合のみ⁸⁶であることによる。

権限の行使

英国政府は国営企業の民営化に際して積極的に黄金株を活用してきたが、実際にはこれまで一度も権限行使したことはない。

欧州裁判所の判決と英国政府の対応

欧州委員会では、政府が黄金株を通して民営化後の公営企業を支配し続けることは、市場の効率化及び統合の妨げになりかねないと懸念しており、黄金株の利用は限定的に行われるべきであるとの認識の下、全ての黄金株を調査して、正統な根拠があるか疑わしいケースについては積極的に欧州裁判所に持ち込んで判断を仰いでいる⁸⁷。

そうした中、英国政府が保有する民営化後の英国空港公団 (British Airport Authority, BAA) の黄金株に関する判決が 2003 年に欧州裁判所が出された。この判決は、BAA の黄金株を違法とする一方で、保有理由が公共政策もしくは国家安全保障であれば黄金株の保有は可能であるとした⁸⁸。これに対して、英国政府は控訴をせずに従うこととし、保有する全ての黄金株についてその内容と正当性について再検討した結果、黄金株保有理由が公益事業の継続にあり、個別の会社の監督ではないことから、各事業に独立した監督機関 (例えば英国通信庁 (Office of Communications, OFCOM)) が存在するならば黄金株を保有し続ける理由がないとの判断を下した。結果として、

⁸³ 正式には、The Treaty Establishing the European Community

⁸⁴ EC 法第 56 条「資本移動の自由」

⁸⁵ 欧州裁判所判例による。詳細は本報告書の EU の章を参照のこと。

⁸⁶ EC 法第 296 条第 1 項(b)。詳細は本報告書の EU の章を参照のこと。

⁸⁷ 欧州委員会へのヒアリングによる。

⁸⁸ 詳細については本報告書の EU の章を参照のこと。

National Grid や Cable & Wireless などいくつかの黄金株については保有を解消し、そのほかについても内容の変更を行ったりしている。

2) 分野別の外資規制

ここでは、2003 年に外資規制が撤廃された放送分野を含め、外資規制が存在する分野について個別に詳述する。

(a) 放送

既述の通り、放送メディアに関しては 2003 年の通信法制定までは外資規制が行われていた。以下に、2003 年通信法で外資規制が撤廃されるに至った経緯についてまとめるとともに、新たに導入された多様性審査についても概観する。

2003 年通信法制定以前の外資規制

2003 年通信法以前は、1990 年放送法 (Broadcasting Act 1990) により、欧州経済地域 (European Economic Area, EEA) 外の個人及び団体が放送免許を取得することはできず、放送メディアを保有することはできなかった。

外資規制撤廃に向けた議論⁸⁹

メディア分野における規制緩和の動きは、1997 年に政権党となった労働党が、英国の経済政策として「第三の道」を発表し、市場開放と競争促進を主要な施策の一つに掲げたことに始まる。英国政府は、1998 年 7 月と 1999 年 6 月に通信・放送分野に関する二つのグリーン・ペーパー⁹⁰を発表し、同分野での市場開放と競争の促進、消費者利益の保護などを提案している。2000 年の通信白書⁹¹では、以下の通り述べられている。

我々は、英国こそが世界でもっともダイナミックでかつ競争的な通信市場の本拠であることを確信したいと考えている。通信ビジネスはすでに国家経済及び地域経済の療法に重要な貢献をしている。我々は、急速に変化する国際市場において、

⁸⁹ 議論の過程については、Christopher Blair (2002) “Media ownership and the Communications Bill”, House of Commons Library Research Paper 02/68 を参照した。

⁹⁰ DTI (1998) *Regulating Communications: Approaching Convergence in the Information Age*. DCMS and DTI (1999) *Regulating Communications: the way ahead*.

⁹¹ DTI and DCMS (2000), *Communications White Paper – A new future for communications*, Cm5010.

英国の競争面での優位性を維持したいと考えている。(p.3)

放送メディアの外資規制については、当初英政府は、諸外国で同様の規制が存在していたことと、外資規制を継続することで質の高い欧州コンテンツを確保できると考えたことから、規制はそのまま存続させる方向で考えていた。2001年に文化・メディア・スポーツ省（Department for Culture, Media and Sport, DCMS）が発表した諮問文書⁹²においても、欧州とその他地域を分けることは意味がなく、ドイツやスペイン、オランダのように規制を撤廃すべきだとの意見があることを認めつつも、以下のように述べている。

しかし、米国やオーストラリアのような主要な取引相手国の多くは、自国のメディアを英企業が所有することを規制している。規制撤廃という議論に耳を傾けたいという気持ちはあるものの、英企業に市場への進出を認めるという相互協定がなければ、現時点では規制撤廃を正当化できない。(パラグラフ6.14-15)

このように英政府は、外資規制そのものに意義を認めて規制を継続しようとしたのではなく、相手国との互恵的な関係が構築できていないことを理由に規制を継続しようとしたのだが、結局、規制撤廃によって生じる対内直接投資増加のメリット⁹³のほうを重視し、放送メディアに対する外資規制を取り除いた通信法案を議会に提出した。

議会においても放送メディアに対する外資規制を撤廃すべきかどうかについて激しい議論が戦わされた。議会に設置された通信法案合同委員会による報告書⁹⁴を見ると、反対派の主張のもっとも大きなポイントは、米国巨大メディアの優位性と英国メディアの多様性の喪失の恐れという2点であることが分かる。つまり、放送メディアは他の産業とは違って米国が国際市場で絶対的な優位性を誇っており、もしも英国企業が米国企業に買収された場合には、英国視聴者を第一に念頭に置いて作られてきたこれまでの番組が駆逐されて、安価な米国製の番組が大量に輸入されたり、あるいは国際市場で売れることを念頭に置いた番組作りが行われたりして、英メディアの多様性が失われてしまうのではないかと懸念したのである。こうした懸念は、確たる根拠のあるものではなかったが非常に根強く、結局報告書では以下の通りに述べられている。

我々は、「公共政策上の目的がより規制が少なくかつより効果的な方法で達成される場合」には所有に関する国籍制限は行うべきでない、とするレディング・コミッショナーの意見に原則として賛成する。しかし、より効果的な手法というも

⁹² DCMS (2001) *Consultation on media ownership rules*.

⁹³ 2.(1)(a)を参照のこと。

⁹⁴ Joint Committee on the Draft Communications Bill (2002) *Draft Communications Bill Volume 1-Report*.

のが既に整っているかどうかは確信がもてない。(パラグラフ248-249)

最終的な合同委員会の提言は、放送メディアの免許を外国資本の企業に認めることに原則反対はしない代わりに、(i)会社法の合併関連規定を修正し、メディアの合併審査に当って公正取引庁 (Office of Free Trade、OFT) 及び競争委員会 (Competition Commission) は多様性を勧告する、(ii)監督官庁として設立が予定されていた通信庁 (Office of Communications、OFCOM) に英国の番組供給市場及び関連市場をレビューする権限を付与する、(iii)OFCOM のレビューに効果を与えるために、メディア企業の吸収合併提案に対しては OFCOM が「多様性審査 (plurality test)」を行い、英国政府はその助言を考慮した上で合併承認の決定を行う、という3点を確保するというものであり、これらは通信法に盛り込まれた。

多様性審査

多様性審査は、メディア企業の合併に際して特別に行われるものというよりは、通常の合併で行われる公益性審査 (Public interest test) に際して、多様性を重視した審査を行うというものである。外資によるメディア企業への出資そのものを規制する制度ではなく、また通信法その他の法令において多様性審査が外資による合併を対象としているとの記述は一切ないが、その制定の経緯を鑑みれば、外国企業による英メディア企業買収のケースにおいてもっと重視されることは間違いないといえる。尚、2006年3月時点で、多様性審査の実施例は1件もない。

「多様性 (plurality)」の定義は通信法には明示的になされていないが、前出の通信法草案合同委員会の報告書には、次のように定義されている。

…多様性は以下の通り定義する。

「以下における公益性 - (i)多様な嗜好及び興味を満足させるのに十分な、放送メディアの所有者及び声の範囲の維持、(ii)TV、ラジオ及びその他の放送メディア所有者の多様性の維持・促進、及びニュース及び事実に基づいた放送番組の公平な放映に対する各所有者のコミットメントの明示、(iii)新聞を含む全てのメディアにおいて、バランスのとれた正確なニュース放映、意見の自由な表現、その二つの明確な区別、という3点の維持・促進」(パラグラフ224)

しかし、実際の多様性審査においては、放送メディア分野での情報源 (source of information) の多様性と所有者の多様性という2点が確保できているかが審査のポイントになるとのことである⁹⁵。

⁹⁵ OFCOM へのヒアリングによる。

多様性審査を含む、OFCOM による公益性審査の主な手順は以下の通りである⁹⁶。

情報収集及び分析

合併当事者は、OFT もしくは OFCOM への合併の通知に関して法的義務を負っていない。しかし OFCOM は、想定される合併を事前に連絡することで、OFCOM から適切なアドバイスを得られ、公益性に関する課題を早い時期に明らかにできるとして、合併協議の早い段階での通知を推奨している。OFCOM は、こうしたプロセスを通じて合併当事者から早い段階で情報を収集できるようにしている。

合併が公表される前の非公式段階での OFT 及び OFCOM から合併当事者へのアドバイスは、以下の 3 つのプロセスを通じて行われる。

(i) 非公式のアドバイス

合併が公表される前の段階で、合併当事者の計画、検討を支援するために、非公式なアドバイスを行うもの。

(ii) 内密の指導 (Confidential guidance)

合併当事者から内密の指導に関する要請が OFT に対して提出されると、そのコピーが OFCOM にも送られる。内密の指導では、非公式のアドバイスよりも公益性の課題に関してより詳細な評価が行われるため、より長い時間がかけられる。OFCOM の判断は、公益性上の問題なし、評価不能、問題はあるが合併可、問題があり合併不適當、という 4 つのうちのどれかになる。同時に、OFT も競争法の観点から内密の指導を行う。

(iii) 通知前協議 (Pre-notification discussions)

国務大臣が介入通知 (Intervention Notice) を発行する場合、合併当事者による合併通知の正式な提出もしくは非公式な資料提出の準備を支援するために、OFCOM がこういった種類の資料を必要とするかを検討する会合を合併当事者で行う。競争法上の問題もある場合には、OFT もこの協議に参加する。合併当事者は、会合の 2~3 日前に提出用資料のドラフトを OFT 及び OFCOM に提出する。

また、OFCOM は、必要と思われるデータを様々な情報源から集めて利用するが、あらゆる面で秘密厳守を第一としなければならない。

法定の自主事前通知 (Statutory voluntary pre-notification)

法定のプロセスではあるが、強制ではない。この事前通知手続は、合併が公表され、正式に合併が行われる前に、厳格なタイムテーブルとルールに則って OFT に合併内容を正式に検討してもらうためのもので、既定のフォームを用いて決められた資料を OFT に提出し、そのコピーが OFCOM に送られる。この手続は手数料がかか

⁹⁶ OFCOM guidance for the public interest test for media mergers に基づく。

り、合併当事者は事前に OFT に支払わなければならない。競争委員会は、6 週間（即ち、30 営業日）以内に決定を出さなければならない。尚、国務大臣が介入通知を発行した場合は、期間は 8 週間（40 営業日）まで延長される。

非公式の資料提出（Informal submission）

で必要とされる全ての資料が揃わない段階で資料を提出し、OFT に検討を依頼するもの。既定のフォームはない。OFT は検討を開始はするが、既定のタイムテーブルの開始は、完全な資料が提出されてからとなる。完全な資料が提出されてから 8 週間（40 営業日）以内に決定が出される。手数料は、国務大臣が介入通知を発行した場合には発生しない。

介入通知の発行

国務大臣は、～ のプロセスを通じて得られた情報を基に、当該合併がメディアの公益性（＝多様性）に関する検討を必要とすると判断した場合、検討事項を特定した介入通知書を発行して、OFCOM に多様性審査の実施を要請する⁹⁷。

国務大臣に対する報告書提出

OFCOM は、買収提案がもたらすサービスの多様性、所有者の多様性、マーケットシェアを分析するとともに、独立の専門家により構成された委員会の意見も参考にして報告書を作成し、国務大臣に提出する。もしも公益性の観点から問題がないもしくは簡単に解決できるような問題程度しかない場合には、外部公表を前提としない簡単な報告書を作成して完了する。一方、非常に複雑又は重要な公益性に関する問題がある場合、議論となる点と事実関係を簡潔にまとめたレターを作成して、そのレターを基に合併当事者及び両者のアドバイザーと会合を行う。その会合での議論を踏まえて、OFCOM は報告書のドラフトを完成させ、長い承認プロセスへと回される。当該ドラフトは、承認プロセスの過程で修正を加えられ、最後に主理事会（あるいは放送コンテンツの問題が含まれる場合はコンテンツ理事会）で承認された後に、国務大臣に提出される。

国務大臣による決定の公表

国務大臣は、OFCOM からの報告書を基に最終的な決定を行い、提言とともに合併当事者に伝えられる。また、OFCOM の報告書は公表される。

⁹⁷ OFT は合併審査に関して法的な強制力を持っているのに対して、OFCOM は非公式なアドバイス等を行うものの、国務大臣の要請がない限り公的な合併審査プロセス（＝多様性審査）に加わることはできない。

(b) 防衛産業

ここでは、防衛産業関連企業に見られる黄金株による外資の出資規制を概観する。

英国の防衛産業の現状⁹⁸

1960年代以降、英国の国防市場は非常に経済規模が小さく、包括的な防衛産業の基盤を支えることはできなかった。このため、英国の防衛産業は、米国の国防市場に足がかりを作ったり、欧州防衛企業を創設したりして、国際市場に出て行く形で対応せざるを得なかった。米国の市場は巨大であり、成長性も見込まれたが⁹⁹、市場への参入には様々な規制が設けられている。他方、欧州市場は統一感と規模に欠けていたが、欧州市場がより良く機能しつつあること、サプライヤーの基盤がより効率的であること、欧州各国が研究・技術開発に優先的に予算を配分していることから、今後大きな利益が見込める状況にある。

このように英国の防衛産業は国際化という形で生き残りを果たしてきた結果、外国企業の子会社でイギリス人の役員及び従業員が運営している企業が増加する一方で、伝統的な英国企業は海外での活動を主力としている。従って、外国資本を規制するという考え方は意味がなく、対内直接投資を増やすことによる利益のほうがはるかに大きいのが現状である。実際、ここ最近では、防衛関連企業の買収が急速に広がっており、英国防省への納入業者も、何でも扱う大手企業から特定のサービスを提供する企業まで多様性が強まっている。防衛産業界においても、外資による防衛関連企業の所有や統制といった問題は、過去に比べて重要性、戦略性ともに極めて低いというのが大方の考え方である。関連業界団体では、外国企業の子会社が完全に代表を務めているケースもあるようである。

黄金株を用いた外資規制

以上のような背景から、英国では防衛産業全体に対する外資の出資を規制するような枠組みは存在しない。但し、一部の旧国営企業については、黄金株によって外資による出資が制限されている。以下に、個別企業の状況を見ていく。

防衛関連の黄金株

現在、英国政府が保有する防衛関連企業の黄金株は以下の通りである。既述の通り、英国政府は2003年の欧州裁判所の判決により、黄金株の保有について見直しを余儀なくされ

⁹⁸ Ministry of Defense (2002) “Defense Industrial Policy”, Ministry of Defense Policy Paper No.5 を参照した。

⁹⁹ 2002年当時で、市場規模は3,480億ドルとEU全体の約2.6倍あり、さらに2005年までに4,130億ドルまで成長すると見込まれていた。

たが、防衛関連に関しては国家安全保障上の理由から保有解消の予定はない¹⁰⁰。

企業名	主な業務内容	保有官庁
Rosyth Royal Dockyard Ltd.	水上艦、潜水艦の建造	国防省
Devonport Royal Dockyard Ltd.	水上艦、潜水艦の建造	国防省
QintiQ Holdings Ltd.	防衛関連技術の開発（元国防省評価研究庁）	国防省
Atomic Weapons Establishment plc	武器の製造	DTI
Rolls Royce plc	航空機、発電システム、タービン等の製造	DTI
BAE Systems plc	航空機、武器、レーダー等の製造	DTI
BAES (Marine) Ltd.	BAE System の海事部門	国防省

黄金株による外資規制

黄金株の権限の内容は各社で様々に異なる。例えば、QintiQ 社の場合は、株式譲渡に関する制限が主になっており、QintiQ 社の重大な数の株式（material interest）を保有する株主（個人もしくは団体）が株式の一部又は全部を売却する場合、普通株の総発行数の3%を超える株式に関しては国防省が国防上または安全保障上の利益に反すると判断したら売却をやめさせることができるし、10%を超える株式については売却先に関してより細かい規制が設けられているが、外国資本の企業かどうかという基準は設けられていない。

この中で、外資による株式保有や外国人の役員数等を制限しているのは、Rolls Royce 社と BAE Systems 社の2社である。現在の黄金株の主な内容は以下の通りである。

Rolls Royce	<ul style="list-style-type: none"> 外国国籍の個人又は団体(個人が協調して行動している場合も含む)による個別の株式保有を15%に制限。 取締役の過半数(最高経営責任者及び常勤の会長(executive chairman)を含む)はイギリス人であること。 非イギリス人の非常勤会長(non-executive chairman)の任命権 重要な資産の処分に関する拒否権 自主廃業に関する拒否権
BAE Systems	<ul style="list-style-type: none"> 外国国籍の個人又は団体(個人が協調して行動している場合も含む)による個別の株式保有を15%に制限。 取締役の過半数及び最高経営責任者はイギリス人であること。 常勤の会長はイギリス人であること。もしも会長、副会長ともに非常勤の場合、二人のうち少なくとも一人はイギリス人であること。

このように、両者とも外国人による株式保有は15%以下に限定され、また取締役の過半数もイギリス人であることが求められており、外国人による企業支配が行われないように規制されている。これに加えて、以前は外国人の株式保有は全体として総株式の49.5%までに制限されていたのだが、この規制だけは2002年4月に英国政府が撤廃を発表し、同年5

¹⁰⁰ 既に National Dockyard だけは2004年に保有を解消している。

月に株主総会を経て撤廃されている。

このような外国人に対する規制が残っているのは、他の産業を含めてもこの 2 社だけである。2002 年に外国人による株式保有率の規制が撤廃されたときに、個別外国株主の保有制限撤廃の声もあがったものの、個別の出資規制は残されたままであり、その理由も明らかにはされていない。個別の保有制限がある限り、トータルの株式保有率制限を撤廃しても実質的にはあまり大きな違いはないことから、今後もこの 2 社に限っては継続的に外資による出資を規制していくつもりであろうと推測される。

(c) 航空輸送

英国では、航空輸送業者は全て、1992 年航空輸送業者免許規則(The Licensing of Air Carriers Regulations 1992) に基づいて民間航空管理庁 (Civil Aviation Authority: CAA) から免許の交付を受けなければならないが、同規則の第 4 条には、CAA がこうした免許交付及び管理に関する業務を遂行するに当たっては、航空輸送業者の免許に関する EEC 規則(EEC No.2407/92、以下、EEC 規則という。) に従って行うことが定められている。

この EEC 規則は、EC 内で設立された航空輸送業者に関して、加盟諸国による運行免許の交付及び管理に関する要件を定めたものだが、その第 4 条に以下のように規定されている。

第 4 条

- 1 . 以下の要件を充たさない企業に対しては、加盟国は運行免許を与えてはならない。
 - (a) その主な事業拠点及び(もしあれば)登記事務所が当該加盟国に位置していること、かつ
 - (b) その主な事業が航空輸送単独か、あるいは航空輸送と航空機の商業運行又は航空機修理・メンテナンスといったその他事業との組み合わせであること。
- 2 . EC が相手となる協定及び条約で定めない限り、企業は加盟国及び/又は加盟国の国民によって直接又は過半数の所有権を通じて所有されており、また将来にわたって所有され続けなければならない。当該企業はいついかなるときも、当該加盟国又は当該国民によって効果的に支配されていなければならない。
- 3 . (a) 第 2 項及び第 4 項にかかわらず、EEC 規則 No.2343/90 及び加盟国間の航空貨物輸送サービスの運行に関する 1991 年 2 月 4 日付 EEC 規則 No.294/91 の付属資料 I で認識されている航空輸送業者は、本規則に規定された他の義務を遵守し、本規則が適用される時点で当該業者を支配しているのと同じ第三国

及び／又は第三国の国民によって直接又は間接に支配され続ける限りにおいて、本規則及び関連諸規則の下で得た権利を保持し続けてよい。但し、そのような第三国による支配権を加盟国及び／又は加盟国の国民に譲渡することはいつでも可能である。

(b)省略

4. ある航空輸送業者の支配可能な数の株式を直接又は間接に保有している企業は、第2項の要件に合致しなければいけない。

5. 省略

従って、英国で免許を受ける航空会社は全て EEA 加盟国又は EC 加盟国の国民が過半数を支配していることが求められ、第三国が新たに英国で航空事業を行うことはできない。

(d) 漁業

EEA 領海内で漁業を行う場合、EEA 諸国から操業免許の交付を受ける必要がある。これは、EEA 領海内での漁獲量の割当に関する取り決めのために船籍を明らかにする必要があるからで、英国では商業漁船については、1995 年商船法 (Merchant Shipping Act 1995) に基づいて環境・食料・農村地域省 (Department for Environment, Food and Rural Affairs、DEFRA) に登録して、免許の交付を受けることを義務付けている。

英国籍の漁船として新たに登録を受けるための要件は、1995 年商船法第 14 条に以下のとおり規定されている。

- (i) 当該漁船がイギリス人により所有されていること、
- (ii) 当該漁船が英国内で管理され、その操業が英国で指示されコントロールされていること、かつ
- (iii) 当該漁船の傭船主、管理者、もしくは操船者が適格な人物もしくは会社であること。

ここでいう「イギリス人により所有」というのは、少なくとも 75%の所有権を英国国民及び／又は英国企業（少なくとも 75%の株式を英国に在住する英国市民が所有する企業）が保有していることを意味する¹⁰¹。

¹⁰¹ OECD (2005) National Treatment for Foreign-controlled Enterprises.

(3) 今後の方向

英国政府の対内直接投資に関する基本姿勢については、(1)(a)にまとめたとおりである。内資と外資を平等に取り扱うという原則に基づき、国内の投資環境整備に努めており、対内直接投資に対する規制はほとんど存在しないといってもいい状況である。今後についても、EU が EU 域内及び域外からの対内直接投資は原則自由という考えをとっており、加盟国は現在の外資規制のレベルよりも規制を強めることは認められていないことから、現状維持、もしくは将来的には一層の規制緩和ということもありうるものと考えられる。